

# 10月12日(火)から 市税に関する業務は 市税事務所で行います

10月12日(火)、区役所の税務部門を統合し、  
市内5カ所に市税事務所(中央、北部、東部、南部、西部)を開設します。  
これに伴い、市税の窓口が区役所などから市税事務所になります。

このページについてのお問い合わせは、税政部調査担当 ☎211-3091

どう  
変わるの?

個人市民税、固定資産税などの窓口は、区役所から市税事務所へ

課税の詳細

納税の相談

市税証明の交付

10月12日(火)から  
各市税事務所へ

ここがポイント!

- 1 個人市民税、固定資産税・都市計画税(土地家屋分)の課税や納税の相談は、市内5つの市税事務所へ
- 2 固定資産税(償却資産分)と軽自動車税の課税は、全市分を中央市税事務所に集約
- 3 市税証明は、市税事務所のほか、引き続き区役所でも交付\*

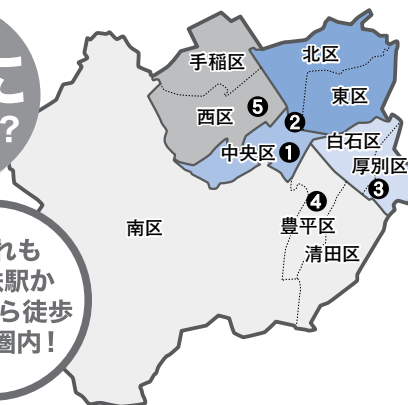
\*区役所で交付できるのは、市・道民税証明(所得証明)、個人に係る市・道民税および固定資産税の課税・納税証明のみです

事業主の方へ

現在、バスセンタービル(中央区南1東2)で行っている個人市民税(給与からの特別徴収)、法人市民税、事業所税、市たばこ税、入湯税などの課税は、全市分を中央市税事務所一括で行います。

どこに  
変わるの?

いずれも  
地下鉄駅か  
JR駅から徒歩  
10分圏内!



市内に、5つの市税事務所を開設します

市税事務所	担当する区	所在地
① 中央	中央区 ※税目によっては全市域(上記参照)	中央区北2条東4丁目 サッポロファクトリー2条館
② 北部	北区、東区	中央区北4条西5丁目 アスティ45
③ 東部	白石区、厚別区	厚別区大谷地東2丁目 市交通局庁舎
④ 南部	豊平区、清田区、南区	豊平区平岸5条8丁目 イースト平岸
⑤ 西部	西区、手稲区	西区琴似3条1丁目 コトニ3・1ビル

なぜ  
変えるの?

市税に関する業務を、10区の区役所から5つの市税事務所に集約することで...

経費削減

職員の削減により、事務所の賃料などの経費を差し引いても、1年につき約1億円のコストを削減できる見込みです。

体制強化

1事務所当たりの規模が大きくなり、より効率的で専門的な組織体制が実現。税収の確保や納税者へのきめ細かい対応を図ります。

市税事務所の電話番号など詳細は、決まり次第、本誌でお伝えします。詳しい内容は、ホームページでもご覧になれます。

[www.city.sapporo.jp/citytax/topics/shizei\\_jimusho.html](http://www.city.sapporo.jp/citytax/topics/shizei_jimusho.html)